

1. 不当勧誘行為に関するその他の類型

1-1. 困惑類型の追加

- ① 執拗な電話勧誘に関する規律の在り方については、関連する他の法制の検討の状況等を注視し、その結果等を踏まえた上で、必要に応じて検討することとしてはどうか。
- ② 威迫等による勧誘に関して、次のような趣旨の規定を設けるといふ考え方について、どのように考えるか。
 - 【A案】「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、威迫をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」といふ趣旨の規定
 - 【B案】「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、粗野又は乱暴な言動を交えて威迫をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」といふ趣旨の規定

1-2. 不招請勧誘に関する規律

消費者契約法に不招請勧誘に関する規律を設けるか否かについては、関連する他の法制の検討の状況等を注視し、その結果等を踏まえた上で、必要に応じて検討することとしてはどうか。

1-3. 合理的な判断を行うことができない事情を利用して契約を締結させる類型

事業者が一定の状況に置かれた消費者と契約を締結した場合に、事業者の主観的態様と締結した契約の客観的内容次第で、消費者が、取消し又は解除によりその契約の効力を否定することができるという趣旨の規律を設けることとする場合には、

- ① (a) 主観的要素との関係では、まず、消費者がどのような状況に置かれた場合を念頭におくかを検討する必要があるところ、例えば、判断力の不足、知識・経験の不足、心理的な圧迫状態、従属状態などが想定されるが、これらを対象として取り上げることについてどう考えるか。
 - (b) これらを例示的に列挙した上で、包括的な要件を設ける場合、当該事情があるために一般的・平均的な消費者であれば通常することができる判断ができない状況を指すという趣旨で、例えば、「消費者が当該契約をするかどうかを合理的に判断することができない事情」とすることが考えられるが、これについてどう考えるか。
 - (c) そのような事情についての事業者の主観的態様として、そのような事情を「利用」した（自己の利益のために当該状況を積極的に用いた）ことを要件とすることが考えられるが、これについてどう考えるか。
- ② 客観的要素との関係では、事業者の当該行為がなければ、一般的・平均的な消費者であれば通常締結するとは考えられない契約を締結させられたという意味で、不必要な契約を締結したことを要件とすることが考えられるが、これについてどう考えるか。

2. 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果

消費者の事業者に対する返還義務の範囲に関する特則を設けるべきであるという考え方について、どう考えるか。

< 具体的対応（第12回と同じ） >

【甲案】事業者は、消費者に対して、物の使用により得られた利益や費消されて原物返還が不可能になった物の客観的価値、権利の行使によって得られた利益、又は提供を受けた役務の対価のそれぞれに相当する金銭の支払いを請求することができないという趣旨の規定を設ける。

【乙案】意思表示の当時、当該意思表示を取り消すことができることについて善意であった消費者の返還義務の範囲を現存利益に限定するという趣旨の規定を設ける。

【丙案】民法の解釈・適用に委ねる。

3. 取消権の行使期間

法第7条第1項に定める取消権の行使期間を伸長すべきという考え方について、どう考えるか。
また、伸長することとした場合、具体的な行使期間としては、以下の考え方があり得るが、どう考えるか。

<具体的な対応>

短期 【甲案】追認をすることができる時から1年間／【乙案】追認をすることができる時から3年間

【丙案】追認をすることができる時から5年間

長期 【甲案】当該消費者契約の締結の時から10年間／【乙案】当該消費者契約の締結の時から20年間

4. 事業者の損害賠償責任を免除する条項（法第8条）

法第8条第1項第2号及び第4号について、消費者の生命又は身体に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項について、どう考えるか。

<具体的な対応> 【A案】消費者の生命に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効とする。

【B案】原則として無効としたうえで、生命又は身体に対する侵害の程度、免除される事業者の損害賠償責任の範囲及び消費者契約を締結する目的に照らして合理的と認められる場合には、例外的に有効とする。

【C案】現行法の規定を維持した上で、法第10条の解釈・適用に委ねる。

(注) いずれの案であっても、問題のある事例について消費者及び事業者への周知を図る必要があると考えられる。

5. 損害賠償額の予定・違約金条項（法第9条第1号）

5-1. 「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」の立証

消費者が「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」を主張・立証するのは困難であることから、立法による対応が必要であるという考え方について、どう考えるか。

<具体的な対応>

【A案】「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」を超えないことについて事業者が立証責任を負うという趣旨の規定を設ける。

【B案】消費者は「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」又は「同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額」のいずれか又は双方を立証することができ、かつ、事業者は「同種の事業を行う通常の事業者に生ずべき平均的な損害の額」よりも「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額」がより高くなることを立証することができるという趣旨の規定を設ける。

5-2. 期限前の弁済に伴う損害賠償等

期限前の弁済に伴う損害賠償額を予定する条項について、過大な額の条項が定められた場合等に対応するため、法第9条を改正するという考え方について、どう考えるか。

<具体的な対応>

【A案】法第9条第1号を改正し、消費者契約の解除に伴わない損害賠償額の予定条項も対象とする。

【B案】期限前の弁済に伴う損害賠償請求に関する特則として、約定の返還期限までの利息相当額以上の部分を無効とする趣旨の規定を設ける。

【C案】法第10条の適用又は法第9条第1号の類推適用に委ねる。